

質問回答書

業者各位

令和8年4月28日

公売第1号

G I G Aスクール端末等売払

御殿場市長 勝又正美

管財課
TEL : 0550-82-4322
FAX : 0550-84-3420

番号	該当箇所	質問	回答
1	仕様書 2. 受注条件	「収集を行う区域に、静岡県を含んでいるものに限る。」とありますので、入札参加申請時の提出書類（認定証の写し）において収集区域に静岡県を含んでいる必要があるということでしょうか？	お見込みのとおりです。 公告及び仕様書に記載のとおり、使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、静岡県を含んでいる必要があります。
2	仕様書 4. 履行期間	「各学校からの端末回収は令和8年5月29日までに完了していること。」とありますが、5月14日の開札後、各学校から即引渡し可能な状態であるということでしょうか？	即引き渡しの基準がわかりかねますが、現状対象端末については各学校において施錠できる部屋に段ボール等に複数台梱包した状態、もしくは鍵付き充電保管庫に保管されている状況です。
3	仕様書 8. 処分方法	「抜き取ったSIMカードも破砕処理を行うこと。」とありますが、回線契約自体はすべて解約済みということでしょうか？	お見込みのとおりです。 通信契約についてはすでに解約済みです。
4	仕様書 別紙1	「回収数量の確定は、各学校等での引渡し時に甲乙の担当者立会いのもとで行うものとする。」とありますが、回収後に当社センターにて確認できた数量を確定数量とするというのは不可でしょうか？	不可です。 本件タブレット端末については、個人情報が入っていた公有資産になります。したがって1台の紛失も許されない厳格な管理が求められます。運搬途中における事故に対する責任の所在が不明確になる懸念があるため、ご配慮いただけますと幸いです。
5	物品売買契約書（案） （売買代金）第3条	「2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により一括して指定期日までに指定口座に納入するものとする。」とありますが、納入期限としてはいつを予定しておりますでしょうか？	データ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告を受けた翌月末を納入期限として予定しています。
		以下余白	